

旅館業法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○ 旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第五条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百五十二号。以下「令」という。）第二条に規定する施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三三（略）</p> <p>四 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設であつて、農林漁業者又は農林漁業者以外の者（個人に限る。）がその居宅において営むもの</p> <p>五（略）</p> <p>2・3（略）</p>	<p>第五条 旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百五十二号。以下「令」という。）第二条に規定する施設は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三三（略）</p> <p>四 農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設</p> <p>五（略）</p> <p>2・3（略）</p>